障生第１０７３号

感企第１２４１号

令和４年４月14日

大阪府保健所管轄区域に所在する

障がい者施設等管理者・施設長　様

大阪府福祉部長

大阪府健康医療部長

障がい者施設等（入所系・居住系）の従事者等に対する抗原定性検査キットを

活用した定期検査の実施について（通知）

　日ごろより、本府の新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする府政の推進にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

　さて、障がい者は基礎疾患のある方が多く、障がい特性により自らの体調不良を訴えることが難しく急速に重症化につながる恐れもあり、集団感染が生じた場合に入所者の健康状態や施設運営への影響が大きいことから、本府ではクラスターの発生を抑制することを目的とし、府保健所管轄区域に所在する施設従事者の方を対象に定期的なPCR検査を実施してきました。

　しかしながら、第６波では高齢者施設等でクラスターが多発し、重症者や死亡者が増加したためリスクの高い施設に外部からのウイルスの持ち込みを防ぐ対策の強化が急務となっています。

　また、国の基本的対処方針が変更され、高齢者施設等の従事者に対する検査の頻回実施を行う旨が示されるとともに、定期的な検査において抗原定性検査をより頻回に実施することは有効であるとされています。

　これらを踏まえ、本府では従来の定期的なPCR検査に代えて、入所系・居住系の高齢者施設等の従事者及び出入り業者を対象に、抗原定性検査キット（以下、「抗原キット」とする）による３日に１回の定期検査を下記のとおり実施することとしました。

感染者を早期に探知し、施設での感染拡大を最小化するとともに、クラスターを未然に防止する観点から、本趣旨をご理解の上、積極的に受検いただきますようお願いします。

記

【大阪府ホームページ】

　〇高齢者施設等の従事者等への定期検査について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/shisetu_kensa.html>

【問合せ・相談窓口】

　〇開設時間は、9時～18時（土日・祝日を含む）。５月１日以降、電話番号が変わります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 名称 | 電話番号 |
| ４月15日～30日 | 大阪府コールセンター | 06-7166-9988 |
| ５月01日～ | 大阪府抗原キット定期検査事務局 | 決まり次第、ホームページにてお知らせします |

【受検対象】

　〇対象施設（大阪府内に所在する次の施設）

　　・障がい者支援施設、共同生活援助事業所（グループホーム）、宿泊型自立訓練事業所、

療養介護事業所（併設通所サービス・併設短期入所サービスを含む）

　〇対象者は、上記対象施設の従事者及び出入り業者（無症状に限る）

　　・従事者は常勤、非常勤を問いません。

　　・出入り業者は、当該施設に出入りする業者のうち、従事者や入所者と直接接触する機会が

ある者とします（宅配業者は対象外です）。

【検査方法等】

　〇検査方法：抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液の自己採取により検査を実施）

　〇検査頻度：３日に１回（出入り業者はその都度）

　　※検査実施にあたっての留意事項等の詳細は「（別紙）抗原キット定期検査の実施について」を

　　　参照してください。

【実施期間】

　〇令和４年４月15日（金）～当面の間

【申込み】

　〇令和４年４月15日（金）９時　受付開始

　〇府ホームページ「高齢者施設等（入所系・居住系）の従事者等への定期検査について」

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kougen_kensa.html>）の内容を事前に

確認の上、「抗原キット定期検査の申込フォーム」からお申込みください。

〇施設単位での申込みとなります（個人での申込みはできません）。

〇府保健所管轄区域（大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・　　吹田市を除く市町村）に所在する施設のうち、現在、「高齢者施設等従事者定期PCR検査」を受検している施設であっても、改めて申込みが必要です。

また、４月13日（水）時点で４月29日（金）までの検体提出予約分は検体回収を行いますが、提出予約をキャンセルする場合は、管轄保健所の検査調整センターまで、ご連絡ください。

なお、4月29日の検体回収以降は、入所系・居住系施設に対する定期PCR検査は実施しませんので、ご了承ください。

【配送】

　〇抗原キットは申込みのあった従事者数に応じ、10回分（約1か月分）をまとめて配送します。

　※抗原キットは50個単位で配送（端数は切り上げ）

　　従事者等が11人の場合、10回分で110個となりますが、50個単位であるため、切り上げて

　　150個を配送します。

〇初回分は、申込日から概ね１週間程度で届く予定としています。

　　２回目以降は、抗原キット数の実績報告に応じ、約1か月ごとに定期配送を予定しています。　※申込みは初回のみ。２回目以降の申込みは不要です。

【実績報告】

　〇検査実施後は、WEBフォームにより、大阪府への実績報告が必要です。各施設において、

出入り業者の受検分も含め、取りまとめて入力をしてください。

　○府ホームページ「高齢者施設等（入所系・居住系）の従事者等への定期検査について」

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kougen_kensa.html>）の「抗原キット定期

検査の実績報告フォーム」から入力してください。

　〇実績報告に基づき、次回の抗原キット配送数を決定しますので、確実にご報告ください。

　　・報告期限：検査を実施した翌日の13時まで

　　・報告内容：対象者の種別（従事者又は出入り業者）ごとの検査実施件数・陽性判明者数

【留意事項】

　〇抗原定性検査の実施にあたっては「抗原キット取扱説明書」及び「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を確認し、適切に対応してください。

　〇定期検査は、症状がない従事者等が対象となります。すでに症状が出現し、受診が必要な方はかかりつけ医又は診療・検査医療機関、新型コロナ受診相談センターにご相談ください。

　〇配付した抗原キットは、原則、定期検査以外に使用することはできません。

　　ただし、抗原キットでの陽性判明時に、その方と接触した従事者・入所者等に対し、配付した

抗原キットを使用することは可能です。

【別添資料】

　〇検査フロー①（申込みから検査実績報告）

　〇検査フロー②（抗原定性検査での陽性判明時の対応）

　〇抗原キット取扱説明書

　〇医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン

　〇医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン〈理解度テスト〉

|  |
| --- |
| ＜問合せ先＞　（４月30日まで）大阪府コールセンター　　　　　　　　　　　開設時間：９時～18時（土日・祝日含む）　　　　　　　　　　　電話番号：06-7166-9988　（５月01日から）大阪府抗原キット定期検査事務局　　　　　　　　　　　開設時間：９時～18時（土日・祝日含む）　　　　　　　　　　　電話番号：決まり次第、ホームページにてお知らせします |

**（別紙）抗原キット定期検査の実施について**

【検査方法及び検査頻度】

　・検査方法：抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液の自己採取により検査を実施）

　・検査頻度：３日に１回（出入り業者はその都度）

【施設での検査実施】

　・検査キットの使用法・判定方法等を自己学習するとともに、陽性判明時の対応について、協力　医療機関との調整など、事前に取り決めておくようお願いします。

　・検査にあたっては、本人の受検同意を得てください。

　・従事者について、３日に１回（前回検査から２日経過時）、入館時に入所者と接触しない場所で検査を実施し、結果が判明するまでの間（15分程度）、受検者は入所者と接しない業務（作業）に従事させる等の配慮をお願いします。

　・出入り業者は、原則毎回検査の対象となりますが、検査当日に別施設で検査受検済（陰性）の　場合には、当該施設での入館時の口頭確認により受検不要とします。

　・抗原定性検査は、検体中のウイルス量が少ない場合は、感染していても陰性と判定される場合があるため、結果が陰性であっても感染予防策の継続を徹底してください。

【府への実績報告】

　・検査実施後は、WEBフォームにより、府への実績報告（実施件数・陽性数等）が必要です。

各施設において、出入り業者の受検分も含め、取りまとめて入力をしてください。

　・大阪府ホームページ「高齢者施設等（入所系・居住系）の従事者等への定期検査について」

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kougen_kensa.html>）の「抗原キット

定期検査の実績報告フォーム」から入力してください。

　・実績報告に基づき、次回の抗原キット配送数を決定しますので、確実にご報告ください。

　　　報告期限：検査を実施した翌日の13時まで

　　　報告内容：対象者の種別（従事者又は出入り業者）ごとの検査実施件数・陽性判明者数

【陽性判明時の対応】

・抗原キットでの陽性判明時にその方と接触した従事者・入所者等に対し、配付した抗原キットを使用することは可能です。

　・無症状者に対する抗原定性検査では、確定診断ができないため、陽性の検査結果判明時には、　直ちに医療機関でPCR検査等を受検し、確定診断を受けるようお願いします。

【感染者（陽性者）発生時の対応】

　・従事者に感染者（陽性者）が発生した場合（抗原キットでの陽性ではなく、PCR検査を受検し医師の診断により陽性が確定した場合）には、これまで通り、施設から保健所に確定診断日・　出勤状況・入所者等との接触状況等の報告が必要です。保健所長の判断により、状況に応じて入所者を含めた検査を実施することになります。

※参考　○社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック

　　　　　<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/corona_book/index.html>

○施設での陽性者発生時対応マニュアル

　　　　　<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/ocrt.html>

（大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT）について）